

見積業者選定経過書

1 業 務 名	令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発講演会等事業業務
2 応募者数	5 者 ※このうち、書類審査を通過した上位 4 者に対してプレゼンテーションを実施。
3 評価会議の構成 座 長 構成員	県民文化部 人権・男女共同参画課長 5 名（詳細は別表のとおり）
4 評価基準	別添「企画提案評価要領」のとおり
5 評価結果 選定された者 評価点集計結果	(株)ながのアド・ビューロー 150 点満点中 112 点（1 位）
6 企画提案を求める具体的 内容	新型コロナウイルスに関する誹謗中傷等の無い社会の実現を目指すため、新型コロナウイルスに関する人権啓発講演会等事業の企画・運営とその広報活動の実施。
7 企画提案で評価された点	・講師の選定、実施方法等「ターゲットに対する訴求力」が高く評価された。 ・参加者募集方法について高く評価された。
8 総合的判断	企画提案評価会議において最も高い得点を獲得した(株)ながのアド・ビューローを、見積業者候補として選定する。

(別表) 評価会議構成員

所 属	構 成 員	備考
県民文化部 人権・男女共同参画課	課長	座長
〃	企画幹	座長代理
〃	課長補佐兼人権尊重係長	
〃	人権啓発センター 人権啓発・相談員	
教育委員会 心の支援課	主任指導主事	

「令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する 人権啓発講演会等事業業務」企画提案評価要領

1 目的

この要領は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発講演会等事業業務」に係る「製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいて応募があった提案を評価し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2 評価会議

(1) 設置

上記1の委託候補者を選定するために、「令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発講演会等事業業務企画提案評価会議」（以下「評価会議」という。）を設置する。

(2) 構成

ア 評価会議は以下に掲げる者をもって構成する。

- ・座長は、人権・男女共同参画課長とし、座長代理は同課企画幹とする。
- ・構成員は、業務等関係機関の職員又は知見を有する者3名とする。

イ 座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

ウ 評価会議は座長が招集し、座長が議長となる。

エ 評価会議において、座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

オ この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

3 評価対象事業者

評価は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行うものとする。

- (1) 実施公告に規定する参加資格に関する要件を満たす参加者
- (2) 実施公告に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施公告に規定する適正な書類を作成した参加者

4 評価事項

(1) 評価会議は、実施公告に基づき提出された企画提案書を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を委託候補者として選定するものとする。

(2) 評価項目は次のとおりとし、項目ごとの評価基準は別添のとおりとする。

- ア 企画全体のコンセプト
- イ 提案事業の内容
- ウ 参加者募集方法
- エ 広報展開
- オ 総合力

5 採点

評価項目ごとに5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は次表のとおりとする。

評価項目	優	良	普通	可	不可
企画全体のコンセプト	5	4	3	2	1
提案事業の内容	10	8	6	4	2
参加者募集方法	5	4	3	2	1
広報展開	5	4	3	2	1
総合力	5	4	3	2	1
合計得点	30	24	18	12	6

6 評価方法

(1) 提出された企画提案書について「4 評価事項」に基づき、評価会議におけるプレゼンテーションを参考に評価を行う。

ただし、提案者が5者以上になった場合、上記と同基準での書類審査により、プレゼンテーションによる審査に参加できる提案者を選出する。書類審査の採点は、プレゼンテーションの採点に影響しない。

(2) 評価は、構成員が各評価項目を5段階の点数で評価し、構成員全員の評価点の合計が最も高い提案者を委託契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計が満点の6割に満たない場合、委託契約候補者を選定しないものとする。

(3) 全構成員の採点結果において「不可」の採点があった場合は、原則として選定しないものとする。

(4) 評価の結果、評価点の合計が最も高い者が同点で2者以上いる場合、評価会議は構成員で協議の上、座長が選定する。

(別添)

評価基準

評価項目	評価内容	配点
企画全体のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に沿った内容であるか。 	5
提案事業の内容等	内容 <ul style="list-style-type: none"> 講師等の選定、実施方法は事業の目的を達成するために適切であるか。 分かりやすく、親しみやすい内容となっているか。 ターゲットに対して訴求力があるか。 参加者の意識変容、行動変容につながる内容となっているか。 	10
	参加者募集方法 <ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代が対応できるよう工夫されているか 	5
	広報展開 <ul style="list-style-type: none"> 広報媒体がターゲット層に対して効果的なものであるか。 広報媒体のそれぞれの発信範囲、発信量が事業の目的達成のために十分なものであるか。 	5
総合力	<ul style="list-style-type: none"> 事業を適切に実施できる人員体制であるか。 業務のスケジュール管理が明確で、確実な実施が見込めるか。 業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、企画の対象や内容、効果等から見て適切な範囲内であるか。 個人情報の保護及び管理が適切に行われているか 新型コロナウイルス感染症対策は適切であるか。 	5
合計		30

「令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発講演会等事業業務」
企画提案評価会議構成員

職 名	氏名	備 考
県民文化部 人権・男女共同参画課長	柳沢 秀信	(座長)
県民文化部 人権・男女共同参画課 企画幹兼課長補佐兼男女共同参画係長	百瀬 聡美	(座長代理)
県民文化部 人権・男女共同参画課 課長補佐兼人権尊重係長	東 美智子	
県民文化部 人権・男女共同参画課 人権啓発センター 人権啓発・相談員	寺尾 文子	
教育委員会 心の支援課 人権支援係 指導主事	林 尚之	